

京都市交通局管理規程 7-2 (京都市高速鉄道振替輸送取扱規程) の一部を次のように改正する。

平成 18 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第 4 条第 1 項中「高速鉄道部運輸課長 (以下「高速運輸課長」) を「高速鉄道部安全運行管理官 (以下「安全運行管理官」) に、同条第 2 項中「高速運輸課長」を「安全運行管理官」に改める。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分、同条第 2 項第 1 号、同条第 3 項、第 6 条、第 8 条、第 10 条第 1 号、同条第 2 号、第 16 条第 1 号及び第 17 条第 2 項中「高速運輸課長」を「安全運行管理官」に改める。

附 則

この改正規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)